

## ■ 所得控除額

納税者の実情に応じた税負担を求めるため、控除対象となる配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などの臨時の出費があるかどうかなどの事情を考慮し、所得金額から差し引くことになっています。

種 類	要件及び控除額																				
雑損控除	<p>前年中に災害等により日常生活に必要な資産に被害を受けた場合            損失金額－保険金等で補填される金額＝（A）            ①（A）－（総所得金額等×10%）            ②（A）のうち災害関連支出の金額－5万円 ※①と②のいずれが多い金額</p>																				
医療費控除	<p>平成30年度分の申告から従来の医療費控除か、新設された医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）か、いずれかを選択。  <b>【従来の医療費控除】</b> ※限度額 200万円            支払った医療費－保険金等で補てんされた金額－{(総所得金額等の合計額の5%)又は10万円のいずれか少ない額}  <b>【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）】</b> ※限度額 8万8千円            健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている方が、特定一般用医薬品等（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入費を支払った場合。            （支払った特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金等の補てん額）－12,000円</p>																				
社会保険料控除	本人や生計を一にする親族のために支払った社会保険料（国民健康保険、介護保険、国民年金など）の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法による共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型・企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額																				
生命保険料控除	<p>一般生命保険料、個人年金保険料、介護保険料(新制度のみ)の支払額をそれぞれ以下の式にあてはめて算出した控除額の合計額 【限度額 70,000円】</p> <p>①新契約（H24.1.1以後締結分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧契約（H23.12.31以前締結分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約と旧契約の両方で控除の適用を受ける場合、各控除の適用限度額は28,000円となります。なお、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は旧契約の控除額のみが適用となります。</p>	保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	保険料の金額	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
保険料の金額	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																				
32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
保険料の金額	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																				
40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
地震保険料控除	<p>地震保険料と旧長期損害保険料の支払額をそれぞれ下の表にあてはめて算出した控除額の合計額が地震保険料の控除額となる。 【限度額 25,000円】</p> <p>①地震保険契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険契約（H18.12.31までに締結したもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の金額	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	25,000円	保険料の金額	控除額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円						
保険料の金額	控除額																				
50,000円以下	支払保険料×1/2																				
50,000円超	25,000円																				
保険料の金額	控除額																				
5,000円以下	支払保険料の全額																				
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																				
15,000円超	10,000円																				

種 類	要件及び控除額			
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合 特別障害者（重度の障害がある方）		30万円	
	同居特別障害者		53万円	
	普通障害者		26万円	
寡婦控除	①夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年中の合計所得が500万円以下の人 ※その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものとして一定のものがいないこと		26万円	
ひとり親控除	現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする前年分の総所得金額等の合計額が48万円以下である子を有する、前年中の合計所得が500万円以下の人		30万円	
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下の人で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生		26万円	
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、本人と生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下のとき			
	配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下のとき			
	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円
※配偶者控除適用者は、配偶者特別控除は受けられません。				
扶養控除	生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 一般扶養親族（16歳以上（下記の要件に該当するものは除く。））		33万円	
	特定扶養親族（19歳以上～23歳未満）		45万円	
	老人扶養親族（70歳以上）		38万円	
	〃（同居老親等）		45万円	
※16歳未満の年少者は扶養控除を受けることができません。				

基礎控除	前年の合計所得金額が 2,400 万円以下	43 万円
	前年の合計所得金額が 2,400 万円超~2,450 万円以下	29 万円
	前年の合計所得金額が 2,450 万円超~2,500 万円以下	15 万円